

介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）重要事項説明書

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒379-1203 群馬県利根郡昭和村大字糸井624番地
代表者（職・氏名）	会長 新 木 敬 司
設立年月日	平成元年10月2日
電話番号	0278-20-1126

2. 事業所の概要

事業所の名称	昭和村社会福祉協議会昭和の里		
サービスの種類	通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）		
事業所の所在地	〒379-1203 群馬県利根郡昭和村大字糸井624番地		
電話番号	0278-20-1126		
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日（昭和村）	1072700022	
管理者の氏名	諸 田 和 哉	利用定員	18名
通常の事業の実施区域	利根郡昭和村		

3. 事業の目的と運営の方針

	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居
--	---------------------------------

事業の目的	宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通って頂き、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日。12月29日～翌年1月3日は除く。 （但し、会長の指定する日を営業する事ができる）
営業時間	7時30分～17時30分
サービス提供時間	9時00分～17時00分

6. 事業所の職員体制

従業員の職種	常勤の形態・人数
生活相談員	2名以上（兼務）
看護職員	2名以上（兼務）
介護職員	3名以上（兼務）
機能訓練指導員	2名以上（兼務）

7. サービス提供の担当者

利用者のサービス提供の担当職員（生活相談員）及び管理責任者（管理者）は次のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出下さい。

担当職員の氏名	生活相談員 諸田和哉、佐藤 智昭、綿貫 公雄
管理責任者の氏名	管理者 諸田和哉

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）の利用料

利用料金は、基本部分と加算額の合計の額となります。

【基本部分】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	17,980円 (1月につき)	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	36,210円 (1月につき)	3,621円	7,242円	10,863円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加 算】

当事業所では、下記加算を算定させていただいております（厚生労働大臣が定める基準に適合。保険者への届出済）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加 算 額		
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
サービス提供体	別に厚生労働大臣が	要支援1	880円	88円	176円

制強化加算（Ⅰ）	定める基準に適合している場合に算定	要支援2	1,760円	176円	352円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。		400円	40円	80円
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ※	介護職員の処遇改善に関して一定の改善基準を超えた場合に算定	所定の金額（基本料金＋各種加算）に12.7%を乗じた額			

※のついた加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

（２）その他の費用

食費 （昼食・おやつ）	食事（昼食・おやつ）の提供を受けた場合、1回につき600円の食費を頂きます。
食費（夕食）	食事（夕食）の提供を受けた場合、1回につき600円の食費を頂きます。
おむつ代	実費
追加利用 （利用料）	利用回数の原則を超えてサービス提供を受けた場合は実費として、1回につき 2,400円の利用料と600円の食費を頂きます。 ※概ね週1回の追加に限ります。 ※定員を超えての利用はお断りさせて頂くことがあります。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの 実費

（３）支払方法

上記（１）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

支払方法	支払要件等

銀行振込	当事業所が発行をした所定の請求書によりサービス利用をした翌月末日までに利根郡信用金庫昭和支店でお振り込み下さい。 利根郡信用金庫 昭和支店 (普) 0068957 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 会長 新木 敬司
口座振替	サービスを利用した翌月の15日(金融機関が休業日の場合は翌日)に指定する口座より自動振替をします。 利根郡信用金庫、利根沼田農業協同組合、ゆうちょ銀行
現金払い	当事業所が発行をした所定の請求書によりサービス利用をした翌月末日までに現金でお支払い下さい。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は次の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 昭和村社会福祉協議会 諸田 和哉

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関に申し立てることができます。

苦情受付機関	群馬県国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1323
保 険 者	昭和村役場健康福祉課	所在地 利根郡昭和村大字糸井388 電話番号 0278-24-5111

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたって留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出下さい。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスが利用出来なくなったときは、出来る限り早めに当事業所又は地域包括支援センター等の担当者へご連絡下さい。

12. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者 管理者 諸田 和哉

(2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止の為の指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 3. 非常時災害時の対策について

(1) 従事者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとします。

(2) 事業者は、事業所の防火担当責任者を選任します。

(3) 防火担当責任者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとします。

(4) 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、避難及び救出その他必要な訓練を定期的に行います。

1 4. 衛生管理等について

(1) 当事業所の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒および感染症の発生を防止するため措置について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5. 業務継続計画の策定等について

(1) 事業者は、感染症や非常災害時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和5年9月20日
実施した評価機関の名称	サービス評価センターはあとらんど
評価結果の開示状況	有

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所	所在地	群馬県利根郡昭和村大字糸井624番地
	事業者（法人名）	社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
	代表者職・氏名	会 長 新 木 敬 司

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意し受領しました。

利用者住所

氏 名 _____ 印 _____

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏 名